

中央卸売市場（南港市場）発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和5年度大阪市中 央卸売市場南港市場 汚水処理設備オー バーホール業務委託	02-01: 施設 保守点検整 備	(株)清流メンテナ ンス	6,490,000	令和5年8月25日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G3	-
2	令和5年度大阪市中 央卸売市場南港市場 枝肉冷却設備オー バーホール業務委託	02-01: 施設 保守点検整 備	(株)ダイキンアプ ライドシステムズ	1,705,000	令和5年9月5日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度大阪市中央卸売市場南港市場汚水処理設備オーバーホール業務委託

2 契約の相手方

株式会社清流メンテナンス

3 随意契約理由

本業務委託は、南港市場で行われると畜業務で発生する汚水を適切に水処理し、適正な水質に改善させ下水放流するための汚水処理設備が経年劣化し、十分な能力を発揮できなくなる恐れがあるため、オーバーホール作業を行うことで機能を回復するものである。

当該設備の製造及び施工を実施したのは、株式会社セキスイエンバイロメント（現積水アクアシステム株式会社）であるが、保守点検等については、株式会社清流メンテナンスにすべて移管しているため、同社でなければ整備技術面での対応は不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また施工後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することが出来ない。

したがって、本業務委託に対して一貫して責任を持たせることができる唯一の業者である株式会社清流メンテナンスと契約締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備グループ（電話番号 06-6675-2015）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場枝肉冷却設備オーバーホール業務委託

2 契約の相手方

株式会社ダイキンアプライドシステムズ

3 随意契約理由

本委託は、南港市場本館棟 1 階大動物枝肉冷却庫に設置されている冷却設備が経年劣化により劣化し、本来の送風能力を発揮できなくなったためオーバーホールを行うものである。

当該機器は上記業者が設計・製造したものであり、本委託で実施する作業は、上記業者のみが保有するシステム及び機器構成を詳細に熟知した専門の技術力が不可欠となる。

以上のことから、本委託に対して一貫して責任を持たせ、契約を締結することができる唯一の業者である株式会社ダイキンアプライドシステムズと契約締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備グループ（電話番号 06-6675-2015）